

II. 実技試験の減点適用基準

1. 次に掲げる基準を標準として、実技試験の減点を行うこととする。
2. 適用事項に記載がない場合でも、減点細目に該当する事項が生じた場合は、試験員の判断により減点細目に応じた減点数の減点を行うこととする。
3. 適用事項に該当するが、受験者に起因しない事由により生じた事項については、減点の対象としないこととする。
4. 減点数欄の「不」と記載された適用事項が生じた場合は、実地試験を中止し、受験者を不合格とする。
5. 実技試験では、減点区画にメインローターマストが進入した場合は、減点対象となる。ただし、移動開始地点から移動完了地点への飛行区画ごとの初回の進入については、試験員補助員が進入を知らせた後、速やかに飛行経路に復帰した場合は、減点を行わない。
6. 不合格区画に機体のメインローターマストが進入した場合は、試験を中止し、受験者を不合格とする。
7. 制限時間の対象は、各試験科目の減点適用基準において指定がない限り、試験員が受験者に離陸を指示した時刻から機体が着陸した時刻までの時間とする。

減点細目	減点数	適用事項
航空法等の違反	不	<p>受験者が、アルコール又は薬物の影響により当該無人航空機の正常な飛行ができないおそれがあると試験員が判断したとき</p> <p>受験者が必要な機材、機体及び試験場を準備する場合に屋外での試験において、次に掲げる事項が判明したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飛行させる無人航空機の登録を受けていない ・ 飛行させる無人航空機に登録記号の表示又は登録記号を識別するための措置を講じていない ・ 受験者が飛行に必要な法第 132 条の 85 第 2 項又は法第 132 条の 86 第 3 項若しくは第 5 項第 2 号に規定された国土交通大臣による許可又は承認を取得していない又は技能証明及び機体認証を得ていない。(ただし、国土交通省航空局安全部無人航空機安全課長が認めた場合を除く。)

危険な飛行	不	<ul style="list-style-type: none"> 危険な速度（おおむね 10m/s 以上）で機体を飛行させたとき 試験員、試験員補助員、受験者、その他の者又は物件に向けて、飛行中の機体を試験員が危険と判断する距離まで接近させたとき 合理的な理由なく飛行中に操縦装置を両手で保持しなかったとき
墜落、損傷、制御不能	不	<ul style="list-style-type: none"> 機体を墜落させたとき 機体をパイロン、旗、壁、ネット等の物件に衝突させたとき 機体を損傷させたとき 機体を制御不能に陥らせたとき 円周飛行において、設定された円形の飛行経路中心より手前で周回させたとき 高高度飛行において、高高度でのホバリングを維持できず、ホバリング開始地点から大きく逸脱し、速やかに復帰できない又はホバリング開始時の高度から高度が±15メートル以上変動したとき
飛行空域逸脱 (不合格区画)	不	<ul style="list-style-type: none"> メインローターマストを不合格区画に進入させたとき
制限時間超過	不	<ul style="list-style-type: none"> 各試験科目で設定している制限時間を超過したとき
操作介入	不	<ul style="list-style-type: none"> 安全性を確保するために、試験員等が受験者に代わり操縦を行ったとき
不正行為	不	<ul style="list-style-type: none"> 受験者が他の者から助言又は補助を受けたとき、その他不正の行為があったとき 受験者が試験の円滑な実施を妨げる行為を行ったとき 目視内飛行の限定変更において、試験員の指示がないにもかかわらず、目視外飛行中に機体を視認したとき
飛行経路逸脱	5	<ul style="list-style-type: none"> メインローターマストを減点区画に進入させたとき（注1） ホバリング（基本に係る実地試験での高高度飛行における高度 50メートル及び 100メートルでのホバリング並びに目視内飛行の限定変更に係る実地試験での位置安定機能異常事態に

飛行経路逸脱	5	おける飛行を除く) 及び着陸時において、メインローターマストを定められた区画から逸脱させたとき (注2)
指示と異なる飛行	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験員の指示と異なる手順で飛行させたとき ・ 試験員の指示と異なる方向に機体を移動させたとき又は指示と異なる機体の姿勢変化をさせたとき ・ 次の移動地点まで継続的に機首が試験員の指示と異なる方向を向いた状態で飛行させたとき (注3) ・ 試験員の指示を受ける前に機体の移動又は姿勢変化をさせたとき ・ メインローターマストを減点区画に進入させたにも関わらず、機体を速やかに飛行経路に復帰させなかったとき (注4)
離着陸不良	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接地時に機体に強い衝撃を加えたとき ・ 離着陸時に機体を転倒させたとき (注5)
監視不足	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目視内飛行にてカメラ画像を注視する等、合理的な理由なく飛行中の機体及び周囲の状況を十分に監視していなかったとき ・ 目視外飛行にて合理的な理由なくカメラ画像を注視していない等、飛行中の機体及び周囲の状況を十分に監視していなかったとき
安全確認不足(注6)	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目視外飛行にてカメラ画像で移動先及び周囲の安全を確認しないまま移動させたとき ・ 離陸前に飛行空域及び気象状況に安全上の問題がないことを確認せずに離陸させたとき ・ 着陸前に着陸地点及び周囲の状況に安全上の問題がないことを確認せずに着陸させたとき
ふらつき (注7)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験員から指示のあった飛行経路及び高度において機体を大きくふらつかせたとき ・ 着陸時に機体を大きくふらつかせたとき又は機体の姿勢を大きく変化させたとき ・ 着陸時に機体を滑らせながら接地させたとき
不円滑 (注7)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合理的な理由なく、機体を急に加減速させた又は機体に急な旋回をさせたとき ・ 合理的な理由なく、機体を急停止させたとき

不円滑（注7）	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合理的な理由なく、機体の速度を安定させることができなかつたとき ・ 高度変化を伴う試験科目において、合理的な理由なく、機体の高度を一定の割合でなく急に變化させたとき
機首方向不良	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時的に機首が試験員の指示と異なる方向を向いた状態で飛行させたとき（注8） ・ 機首方向を大きくふらつかせたとき
<p>注1 減点区画への移動開始地点から移動完了地点への飛行区画ごとの初回の進入については、試験員補助員が進入を知らせた後、機体を速やかに飛行経路に復帰させた場合は、減点を行わない。</p> <p>注2 定められた区画は、各試験科目において示された、離着陸地点中心から直径5メートルの円状の区画とする。</p> <p>注3 円周飛行においては、四分円にわたって継続的に機首が試験員の指示と異なる方向を向いた状態で飛行させたときとする。</p> <p>注4 減点区画への移動開始地点から移動完了地点への飛行区画ごとの初回の進入を除くこととする。</p> <p>注5 機体が損傷した場合は、「墜落、損傷、制御不能」の減点細目に該当することとする。</p> <p>注6 試験員に安全確認を行った旨を伝えなかつた場合は、安全確認を行っていないものとみなす。</p> <p>注7 突風等の影響により、一時的に機体のふらつき又は不円滑な飛行が生じた場合でも、受験者が速やかに適切な操作を行い、試験員が機体を制御できていると判断する場合は、減点の対象外とする。</p> <p>注8 次の移動地点まで継続的に機首が試験員の指示と異なる方向を向いた状態で飛行させたときは、減点細目「指示と異なる飛行」とする。</p>		